

「安全の見える化」 事例集



はじめに

働く人々の生命、身体、健康を守ることは事業者の最も重要な責務の一つであり、企業において最優先に取り組む必要のある事項です。労働災害防止への取組は、働く人々の安全や健康の確保にとどまらず、生産性の向上、企業内の士気の高揚、優秀な人材の確保等につながると指摘されています。

私達は、目(視覚)、耳(聴覚)、鼻(嗅覚)、舌(味覚)、皮膚(触覚)の五感から外部情報を取り入れて日常生活や仕事を営んでいますが、このうち、視覚からの情報が大半を占めていると言われています。「安全の見える化運動」は、事業場で注意すべき危険箇所やとるべき安全措置をイラスト等を用いてわかりやすく「見える化」することにより、視覚を通じて「気づき」が生まれ、見える前とは異なる「思考」や「言動」が生みだされ、より安全を優先させる意識や行動が高まる取組の一つです。

大分労働局では、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「第12次労働災害防止推進計画」の取組の重要事項として、大分県内の全ての事業場において、この「安全の見える化運動」の普及促進を図ることを目指しています。各事業場におかれては、「見える化」に積極的に取り組んでいただき、ゼロ災害を実現していただきたきたいと考えております。

このたび、大分労働局は、事業場等の協力を受け、「安全の見える化事例集」を作成いたしました。これらの事例は各企業の方々が厚生労働省の「見える」安全活動コンクールに出品された事例や、各労働基準監督署の職員が企業に了承いただいたものを掲載しております。

皆様の事業場において、「安全の見える化事例集」が効果的な安全活動の一助として役立つことを期待します。

平成27年 3 月
大 分 労 働 局

目 次

1 「トップの所信表明」・「トップの安全宣言」の見える化	1ページ
2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化	
(1) 一般機械等	4ページ
(2) トラック荷役等の運搬機械、荷役機械	7ページ
(3) フォークリフト	9ページ
(4) 建設機械・高所作業車等	11ページ
(5) クレーン	13ページ
(6) 墜落・転落	15ページ
(7) 通路・作業場	17ページ
(8) 安全ベスト・ヘルメット・帽子	22ページ
(9) 作業手順(マニュアル)等	25ページ
(10) 熱中症	29ページ
(11) その他の労働衛生対策	30ページ
3 「私の安全宣言」の見える化	33ページ
4 その他	34ページ

「安全の見える化」のポイント

(1) 「経営トップによる所信表明・安全宣言」の見える化

経営トップ自らが労働災害の防止及び快適な職場環境の形成のための所信表明・安全宣言を行うことにより、労使双方が労働災害防止を最優先とするという共通認識を持ち、安全対策に取り組む必要がある。

このため、事業場の労働災害防止の現状と将来のあるべき姿を確認の上、最終の到達点をめざし、経営トップ自らが「安全衛生方針」を表明する。

(2) 「危険・有害性」の見える化

危険・有害性のある場所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業者等について、危険ポイントの語句、図示、写真、光、音等で注意喚起を行うことにより、その場所への接近、その機械・設備の使用、作業の実施等に当たっての安全衛生対策の徹底を図るものとする。

このため、当該危険・有害性の特定に当たっては、リスクアセスメントの手法を積極的に用いて、例えば、作業場所での墜落・転落、機械・設備等によるはさまれ・巻き込まれ、危険物による爆発火災等、作業現場ごとに多種多様な危険・有害性を特定できるよう整理しておく必要があり、作業手順書、機械・設備の取扱説明書、化学物質データシート等の関係資料の確認、現場の作業実態等を踏まえて検討する必要がある。さらに、メンタルヘルス、過重労働、重量物等の取扱いでの腰痛及び熱中症等による健康障害についても取り組む必要がある。

(3) 「安全ルール」の見える化

通常作業における作業手順、遵守ポイント等を語句、図示、写真、光、音等で注意喚起することにより労働者の遵守事項を表示し、安全衛生対策の徹底を図るものとする。

作業者における省略・短絡行動等のルール違反を防止するためには、「安全ルール」の見える化が一つの方法としてある。これは、作業者の気付き、感受性の向上等につながり、作業者だけでなく他の者にも見えることによって、作業者はルールを守る行動に徹するようになる。

これらの「安全ルール」は作業者に対して、安全衛生に関係するわかりやすい資料・知識・情報等により教育を実施する。

また、安全衛生管理体制及びこれら管理監督者の職務について見える化を行う。

(4) 「私の安全宣言」の見える化

各作業者が取り組む安全衛生に係る遵守すべき事項について、業種、作業内容、事業場内における役割等に応じた安全宣言を表明の上、その内容を書面による掲示、保護帽等への貼付等を行い、広く宣言するものである。

各作業者が安全衛生行動等を宣言することは、経営トップから押し付けられている行動ではなく、個人個人が自覚と責任を持った自主的な行動となるものである。

1 「トップの所信表明」・「トップの安全宣言」の見える化

①



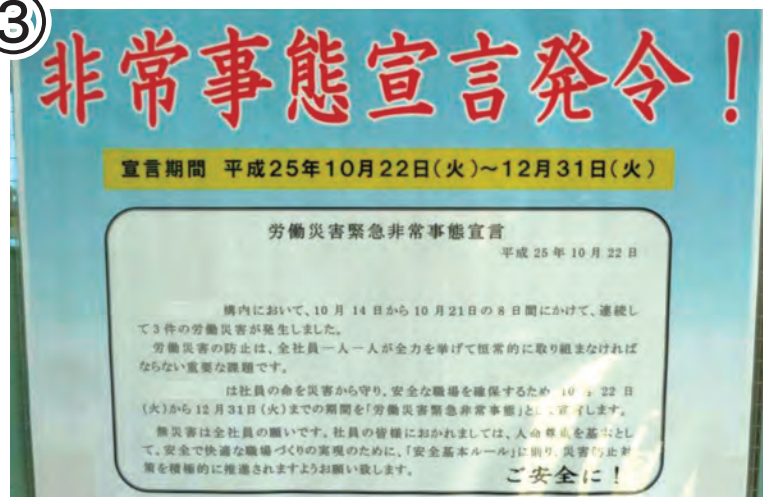
経営トップ自らが安全・健康な職場づくり認定事業場を設定し、社員の安全意識の高揚、仲間づくりに取り組んでいる。

②



経営トップの全国安全週間への決意表明及び全国安全週間に週間行事を掲示している。

③



労働災害が多発した際、経営トップが非常事態宣言を発令し、その旨を掲示している。

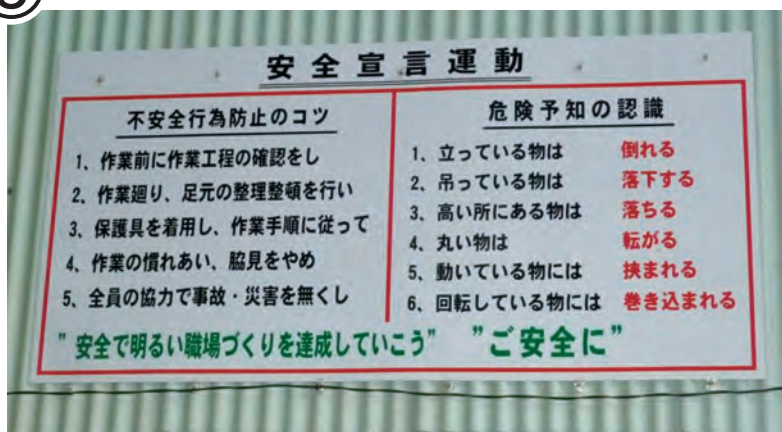
1 「トップの所信表明」・「トップの安全宣言」の見える化

④



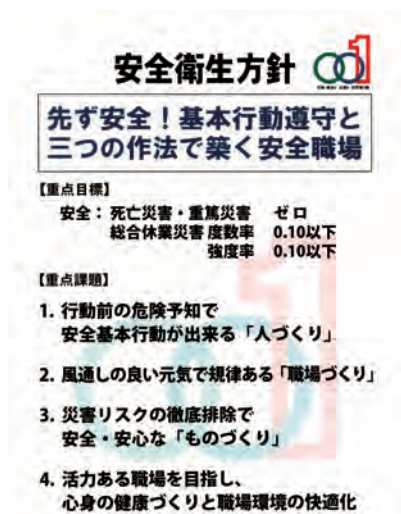
造船所構内の入口に安全衛生旗とともに「Safe work OITA」のロゴマークを掲示し、注意喚起している。

⑤



自社で安全宣言を採択し、「安全宣言運動」の留意すべきポイント事項を掲示している。

⑥



大分労働局のホームページに経営トップの安全衛生に関する決意表明を掲載し明示している。

1 「トップの所信表明」・「トップの安全宣言」の見える化

⑦



建設工事現場で「Safe work OITA」のロゴマークを掲示し、注意喚起している。

⑧



建設工事現場で「Safe work OITA」のロゴマークを掲示し、注意喚起している。

⑨



正門正面玄関入口に電光 掲示板で「Safe work OITA」のロゴマークを掲示するなど、注意喚起している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(1) 一般機械等

①



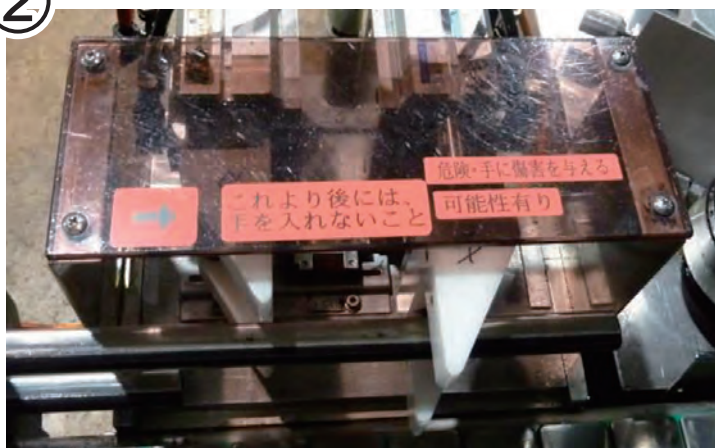
停止操作後も惰力で回転する研削砥石の回転状況を表示灯で知らせ、砥石との接触を防止している。

①運転中は「点灯」

②惰性回転中はタイマー制御で「点滅」

③停止中は「消灯」

②



機械装置のカバー部分に、特に注意すべきルールを細かく明示している。

③



ボール盤の作業時において巻き込まれ防止のため、手袋使用禁止を表示するとともに、管理責任者を明示している。

④



金型の重量を目で見えるよう表示している。

⑤



バフ研磨機の作業時において、安全を確保するためリミットスイッチに異常がないかを確認してから作業開始するようにしている。注意点を写真で機械に掲示することにより、誰でも安全作業ができるようにしている。

⑥



機械ごとに操作できる作業者を承認し、その作業者の写真を掲示することにより、作業者の見える化を行っている。

また、機械のメンテナンス等について、写真により注意ポイントを掲示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(1) 一般機械等

⑦



高速カッターの作業時において、保護メガネ等の保護具の着用、はさまれ災害防止等の明示をしている。

⑧



工具の置き場を指定している。
ハンマー、ドライバー等の工具の置く場所を指定するとともに、明示している。

⑨



携帯用丸のこの正しい使用方法について、写真を使ってわかりやすく示している。

新規入場教育や、その他の安全教育、朝礼で活用され、労働災害防止に役立っている。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(2) トラック荷役等の運搬機械、荷役機械

①



トラックの荷台上から玉掛作業時に墜落災害が頻発したため、車上で積降しする作業の安全性向上の作業台等を研究・考案し、現場に導入している。

また、これらの設備を黄色く着色し、目立たせることで、作業員に安全設備の使用を促すとともに、危険作業であることの意識付けを行っている。

なお、作業台の反対側にも移動式安全柵（右下）を設置している。

②



平ボディトラックの車上の玉掛け積み下ろし作業における安全対策のため、トラックの荷台に墜落防止のあおりを設置し、あおりを着色し、目立たせることで作業者に危険作業である認識をもたせている。

③



トラック荷台作業において、作業者の墜落防止のため安全帯の取付設備を設けるとともに、安全帯を使用している。

トラック荷台作業において、作業者の転落防止のため、移動式の柵を設置している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(2) トラック荷役等の運搬機械、荷役機械

④



運転手が運転中に確認する速度計において、車両の安全速度の見える化を明示している。

⑤

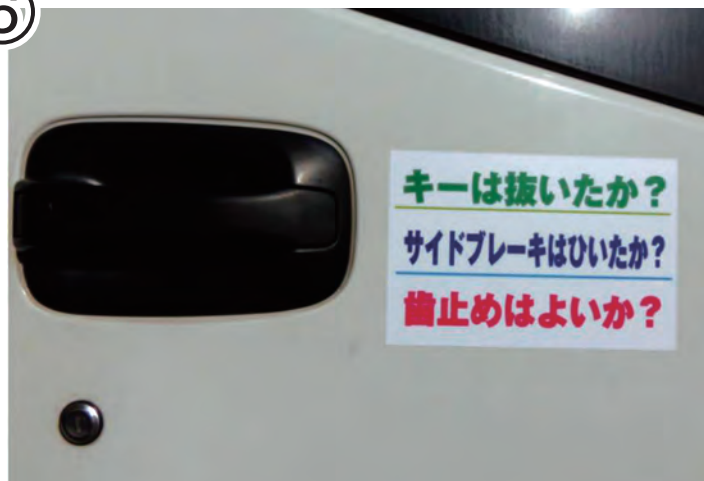


撮影データを再生

ドライブレコーダーを活用し、効果的な安全運転教育を行っている。

ドライブレコーダーは運輸業では相当な効果があると言われており、それを活用している。

⑥



トラックの運転席ドアにキーの取り忘れ、サイドブレーキの使用、輪止めの使用等の注意事項を明示して対策の確認をしている。

①



フォークリフトについて、スピード警報装置を設置。2段階（10 km/時、20 km/時）の設定速度を超過すると運転席の警報ランプが点滅するほか、車体後部のランプが点灯し運転手以外の作業者に走行速度が可視化できるよう明示している。

②



フォークリフトについて、①エンジン作動時は黄色のパイロットランプが点灯、②バック運転時は赤色のパイロットランプが点灯、③時速10 km/h以上の走行時は青色のパイロットランプが点灯するようにし、フォークリフトの運転者以外の作業者がフォークリフトの作動状態を認識できるように明示している。

③



フォークリフトにおいて、取扱い時の遵守事項を明示するとともに、フォークリフトに「無資格運転禁止」の明示、運転資格証を提示して無資格運転を防止している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

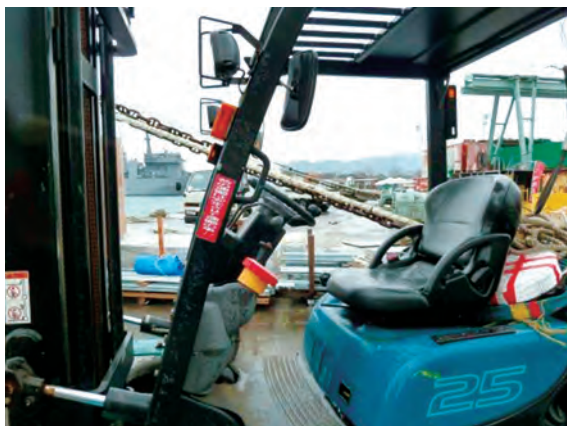
(3) フォークリフト

④



フォークリフトの運転において、シートベルトを必ず着用するよう、シートベルトの近くに明示をして注意を促している。

⑤



フォークリフトにより荷の運搬をする際、荷崩れを防止するため、荷の運搬時の注意事項を明示している。

⑥



フォークリフトの歯止めの注意事項を明示している。

① バックホウ周辺作業員の「見える化」



トラグショベルの旋回半径内の後方に立ち入る作業員をカメラとヘルメット内のICタグで認識できるよう、改善している。

②



ここは重機の死角です！
運転者から見えません！

重機の死角範囲を視覚により注意喚起



オペレーターに視覚により注意喚起

建設機械の後方の安全確認を徹底するため、注意喚起用のステッカーを明示している。

③



建設機械のシートベルト着用運動として、運転者がシートベルトを装着しているか否かを遠くからでも判別できるよう明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(4) 建設機械・高所作業車

④



車両系建設機械に取扱責任者、運転者の氏名、写真、資格証の写し、特定自主検査実施年月日を明示して無資格運転と特定自主検査の未実施を防止している。

⑤



車両系建設機械の運転席に、「大分県シートベルト着用運動」のチラシを貼付して、シートベルトの着用を促している。

⑥



高所作業車に管理責任者・運転者の氏名を掲示するとともに、高所作業車の運転時に、資格証を所定の場所に入れて運転させ、無資格者運転の防止に取り組んでいる。

①



移動式クレーンの先端部にカメラを取り付け、吊り荷を上空から撮影し、様々な視点から吊り荷の安全確認をしている。

②



クレーン作業において、吊り荷への風当たりによる落下を防止するため、吹き流しを取り付けることにより、確認をしている。

③

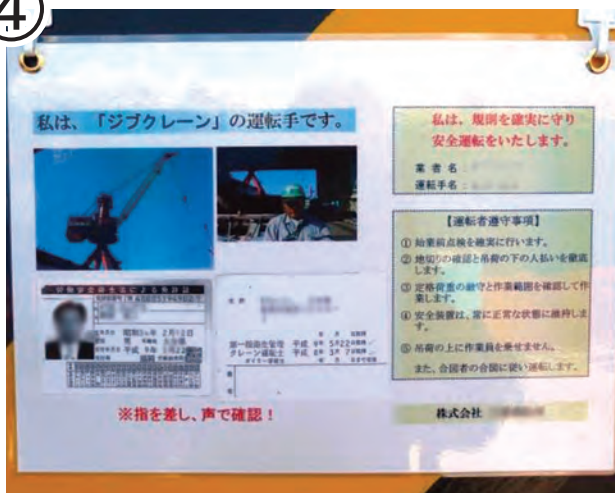


玉掛作業において、3秒停止、3m離れてなど、「3」にまつわる確認事項を4項目決めて、「3×4運動」として、明示している。また、クレーンを使用する場所に、クレーン合図を図入りで明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(5) クレーン

④



移動式クレーンの取扱責任者、資格証の写し、運転時の留意事項を明示している。

⑤



塔型クレーンのサドル部に接触防止のチェーンを吊り下げるとともに、注意喚起を明示している。

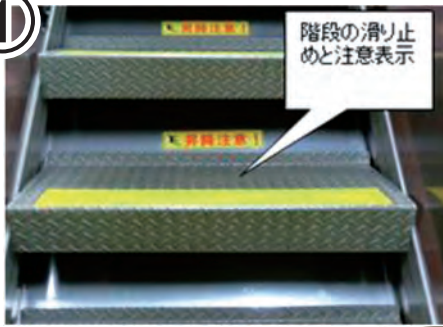
パトランプと警報装置の設置により、クレーン移動の注意喚起をしている。

⑥



オペレーターの安全宣言を明示するとともに、移動式クレーンの資格者の資格証の写し、責任者等を明示している。

①



昇降設備の踏み外し防止のため、注意喚起を明示している。

②



階段を走るなどの注意事項を守らないとどのような労働災害が発生するかを写真で明示し、階段からの転落災害を防止するよう明示している。

③



階段を昇降する際には手すりを持って通行することを明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(6) 墜落・転落

④



墜落の危険ある開口部について墜落防止の手すりを設置するとともに、階下では飛来・落下の防止のため色つきのロープで注意喚起している。

⑤



安全帯のぶら下がりを体験を行い、衝撃の強さを体感させている。

①



OKマットをスラブ鉄筋上の通路として使用するとともに、黄色で塗装することで、一目で行きたい先までの通路を明示することにより、「近道行動」等の不安全行動を防止している。

②



段差、スリップ、手すり利用の社内通路等の不安全要因を明示している。

③



夜間時における足元の暗い通路に照明を照らすことにより、通行を安全にしている。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(7) 通路・作業場

④



作業員通路と工事車両通路とを区別し、危険要因を減らすことができるよう、明示している。

⑤



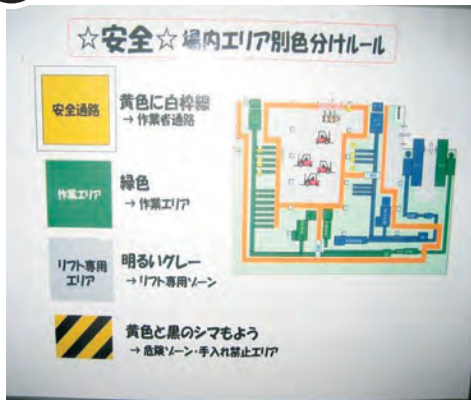
歩行者・通行車両の多い場所における出会い頭の衝突を避けるため、仮囲いコーナーを見える化している。

⑥



現場から公道へ出るときは一旦停止させるよう、交通安全の徹底を明示している。

①



フォークリフトと作業者が混在する作業場において、フォークリフトとの接触を防止するため、わかりやすいよう4つの色分けを明示している。

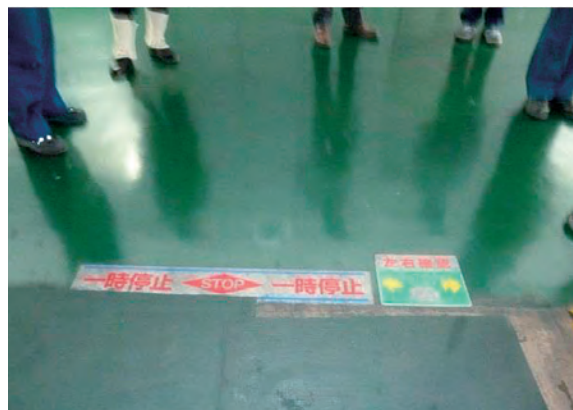
②



フォークリフトの積み荷等による前方不注意に起因した労働災害が多いため、出入口に安全確認ミラーを設置している。

なお、ミラーは積み荷が邪魔にならない位置に取り付けている。

③



フォークリフト等が通行する通路に歩行者が入る場合、一旦停止して、左右確認する場所を通路に明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(7) 通路・作業場

④



倉庫での荷役作業において、荷の積み上げる最大の高さを明示している。

⑤



扉の反対側の室内が濡れていることが多いことから、滑りやすい旨を明示している。

⑥



危険予知（KY）で洗い出した危険箇所を写真入りの危険予知マップで明示している。

⑦

あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

業 種	災害の発生状況	業 種	災害の発生状況
自動車製造業	 帰宅のため会社の事務所から駐車場へ向かう途中に、凍結した路面に足を滑らせ転倒し、尻もちをついた。	飲食店	 空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。
ケガの程度		ケガの程度	
休業1カ月		休業2カ月	
対策のポイント		対策のポイント	
☐ 敷地内の通路を除雪する、融雪剤を散布する ☐ 雪道や凍結路面に適した滑りにくい靴を履く ☐ 足元が見えにくい箇所は照明を設置して注意を促す ☐ 身体を強打しないよう、クッション性のある帽子・衣類を着用する		☐ 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする ☐ 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する ☐ 危険箇所には表示して注意を促す ☐ 階段の昇降はゆっくりを心がける	

業 種	災害の発生状況	業 種	災害の発生状況
小売業	 厨房で揚げ物をバックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。	小売業	 バックヤードで商品の検品中に、レジのヘルプ連絡を受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩し捻挫した。
ケガの程度		ケガの程度	
休業10日間		休業1カ月半	
対策のポイント		対策のポイント	
☐ 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く ☐ 滑りにくい靴底の履物を着用する		☐ 通路に物を置かない、整理・整頓をする ☐ 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する ☐ 危険箇所には表示して注意を促す	

⑧

「STOP！転倒災害特設サイト」を開設します！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

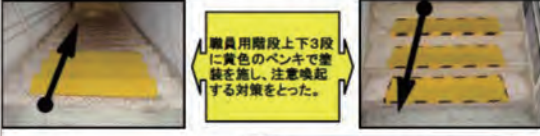
「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒 検索

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。

階段の下りはじめ3段と着地前3段に黄色のペンキを塗り転倒防止！



職員用階段上下3段に黄色のペンキで塗装を施し、注意喚起する対策をとった。

自所属で階段での転倒災害が発生し、他所属でも下りる最初と最後での発生が多いとの事例から対策を考えました。(副店長)

(塗装後の職員の意見)

- ・塗装してあるので無意識のうちに注意してしまう。
- ・塗装箇所近くを急いでいても自然にスピードを緩める。
- ・塗装箇所を見ると階段で転倒しそうになったことを思い出す。

転倒災害防止運動



床に置いてあるモノに注意しよう。

靴の底と転倒に注意しよう。

仕事の前後、仕事の最中にも注意しよう。

青線中のグリスラップに注意しよう。

人の後ろを歩かず必ず声をかけよう。

(資料出所：中央労働災害防止協会)

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(8) 安全ベスト・ヘルメット・帽子

①



安全ベストを色別することにより、職種等を区分け明示している。

②

識別ベスト		使用期間 10月～5月使用		
作業責任者	作業指揮者	キーマン	合図者	玉掛け者
識別ヘルメット		使用期間 6月～9月使用 ※無中位対策の一種		
作業責任者	作業指揮者	キーマン	合図者	玉掛け者

安全ベストとヘルメットとを区分けし、役割分担を明示している。

③



職長・作業主任者等のヘルメットに色テープを取り付けることにより、他の作業員・管理者等から職長等が一目でわかるように明示している。

④



ヘルメットを使用せず、帽子を着用している製造業で、帽子の色を変えることで、職長等が分かるようにしている。

また、作業帽にバッジで「安全衛生委員」であることを明示している。

⑤



「名前呼び合い運動」を導入し、ヘルメットの前にひらがなで氏名を貼付することを、写真等により明示している。

⑥ 来訪者・新入社員の見える化



安全ベストにより、新規配属者、新入社員を来訪者と区別し、作業を行う上での配慮を明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(8) 安全ベスト・ヘルメット・帽子



適正な保護具の装着方法を写真で分かりやすく明示している。



保護具を着用する事例を一覧表で明示している。



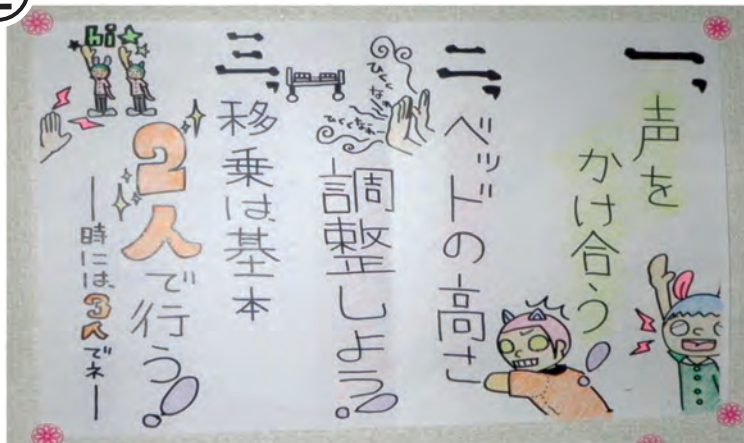
ダミー人形による飛来落下実験を行い衝撃の強さを見える化している。

①



指差呼称する場合の安全確認ルールを明示している。

②



介護ヘルパーが、腰痛防止に係るポスターを手作りで作成し明示している。

手作りのほうが、活字より親しみがあり、目につきやすく、記憶に残る効果もある。

③

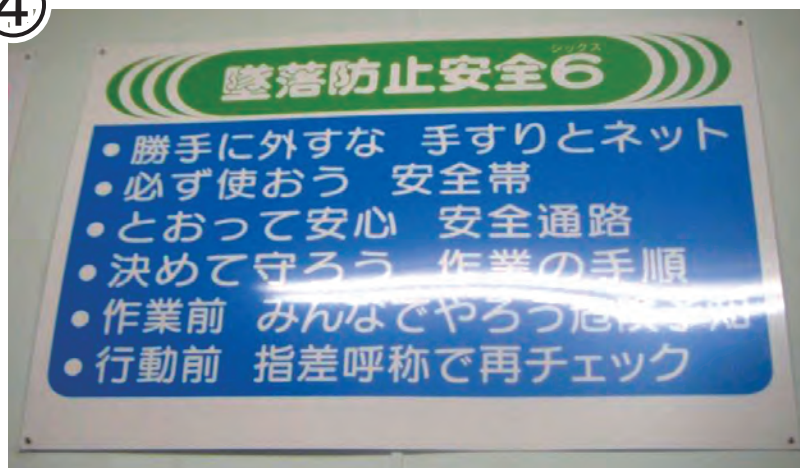


ノロウイルス対策の床掃除に当たり、「薬品を素手で触らない。混ぜると危険」の注意事項を写真を用いて分かりやすいマニュアルを作成し、スタッフルームに明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(9) 作業手順(マニュアル)等

④



建設工事現場での墜落防止の注意事項6項目を定め、明示している。

⑤



建設工事現場において、毎月、会社の安全広報を掲示し、他の工事現場での優良な安全対策を写真入りで明示している。

⑥



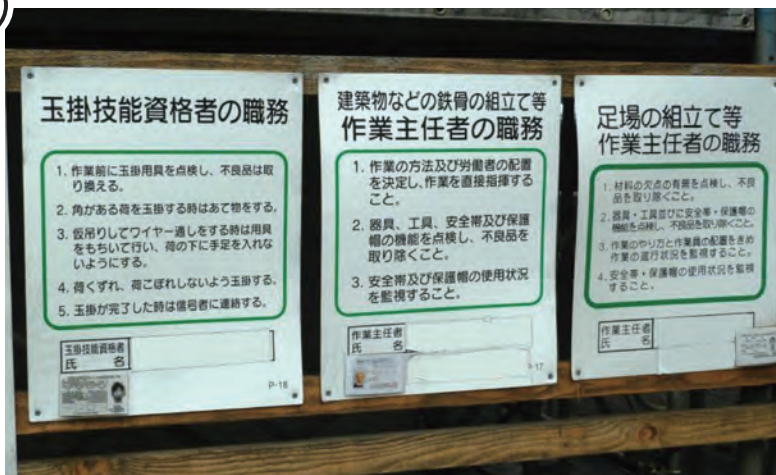
安全作業の順守事項を明示するとともに、林業労働災害防止のポスターを現場に明示している。

⑦



危険予知訓練(KYT)の危険結果を写真入りで明示している。

⑧



各種作業主任者の氏名、職務を明示するとともに、資格証の写しも併せて明示している。

⑨



スーパーマーケットのバックヤードにおける商品の配置等を明示し、終業時にこの状況を整備させ、翌日の作業がスムーズにできるよう整理整頓の基本形を明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

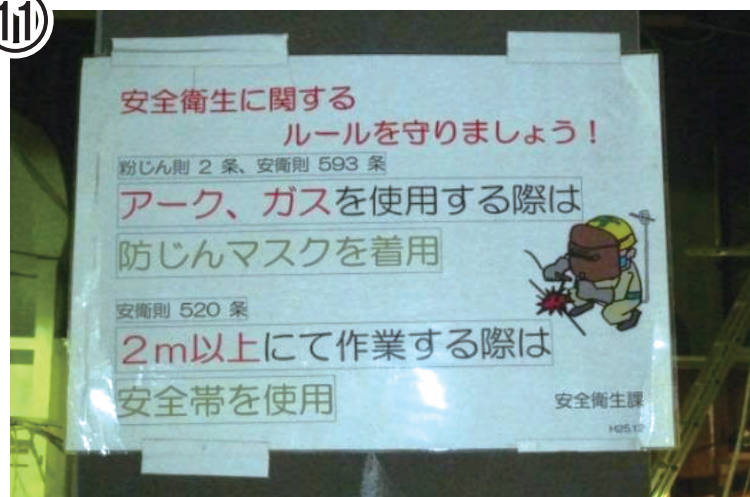
(9) 作業手順（マニュアル）等

⑩



建設工事現場の安全掲示板において、振動工具の取扱注意事項を明示している。

⑪



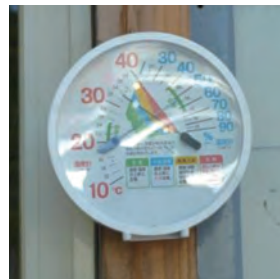
法令に基づくルールの注意事項を明示している。

⑫



毎日の職長会パトロールで模範となる作業員には、「イイネGOODカード」を配布し、作業員全員の安全意識を高める活動を行っている。

①



熱中症予防の計測器を設置するとともに、熱中症発生時における、救急措置方法を明示している。

②



熱中症予防のため、暑さに順化していない作業員のヘルメットに「建設工事現場の入場5日以内であること」を明示している。

③



熱中症の危険性が高まると警戒メールが自動的に一斉送信されるよう、熱中症予防対策のシステムを設けている。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

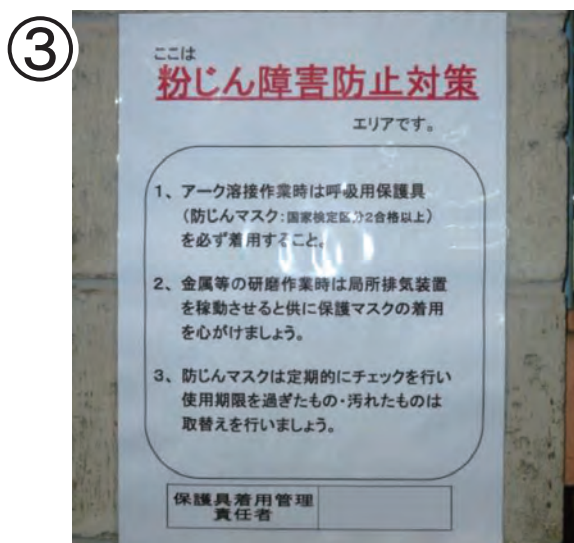
(11) その他の労働衛生対策



デジタル粉塵計を設置し、粉じん濃度に基づき、電動ファン付き呼吸用保護具の着用を明示し、有害性の見える化に取り組んでいる。



トンネル建設工事現場の坑口入口において、保護具の着用を明示している。



粉じん障害防止対策エリアを設定し、粉じん対策の注意事項等、「保護具着用管理責任者」等を明示している。

④

押し 耳栓 管理表

作業時に 耳栓を使用のこと

平成26年 2月

氏名	点検対象	点検箇所	保護具着用管理責任者												点検箇所																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
耳栓	毎日																														
耳栓	毎日																														
耳栓	毎日																														
耳栓	毎日																														
耳栓	毎日																														

保護具着用管理責任者の確認

耳栓 次回交換日 2014年 2月 3日 17日

記入方法: 各人で記入すること。本表については換気等の確認をし、問題なければ「レ」を記入すること。
耳栓を交換した場合サインを記入すること。

耳栓使用

耳栓の「保護具着用管理責任者」の選任を明示するとともに、その点検状況を併せて明示している。

⑤



粉じん作業場所における管理区分を明示するとともに、防じんマスクの着用義務を明示している。

⑥



騒音の作業場所における管理区分と防じんマスクの着用、各種責任者の氏名、各月別のワイヤーロープの点検色を明示している。

2 「危険・有害性」・「安全ルール」の見える化

(11) その他の労働衛生対策

⑦



作業員の体調管理を行うため、毎朝、平均台でその日の体調を確認して作業を開始しており、「体調管理の見える化」としている。

⑧



安全衛生専用の掲示板を設置し、各月の重点事項、実施事項、各週別の重点実施内容、全国労働衛生週間等のお知らせを明示している。

⑨



作業場の騒音測定に当たり、騒音測定する位置を明示している。

①



ヘルメットに「私の安全宣言」を明示している。

②



「安全宣言証」ワッペンで「私は安全を最優先して作業します」と、ヒューマンエラー防止を明示している。

③



構内における協力会社の安全宣言を掲示し、職長の顔写真も明示している。

①



【高圧感電死亡災害の多発から採用された現在の工法(高圧間接活線工法)と従来の工法(高圧直接活線工法)との比較】

パネル左(現行工法)
高圧活線作業用工具(ホットスティック)を使用した高圧間接活線工法(昭和63年6月1日全社一斉導入)による作業風景

パネル右及びマネキン(従来工法)
高圧活線作業用保護具を着用しての高圧直接活線工法(昭和63年5月末廃止)による作業風景

温故知新の安全伝承館において、死亡災害等の労働災害が風化しないようパネルで展示することによる安全の見える化をしている。

②



労働災害事例漫画を作成し、見える化の安全衛生情報の教育材料としている。

③



作業員の全員参加による安全活動として、無災害記録の目標と現状をパネル掲示板で明示している。

④



林業現場において、休憩小屋を設置し、安全看板、安全旗等を明示している。

⑤



日々刻々と変化する建設工事現場においてどのような作業が行われているのか、映像で確認し、作業所全体の見える化による適時な安全管理を行っている。

⑥



IT技術のタブレット端末を利用し、大雨に関する情報等の気象情報を瞬時に把握するよう、明示している。

⑦



運搬経路のハザードマップによる危険箇所を見える化し、明示している。

⑧



ピット内の作業において作業中は札を掲げて作業していることを他の作業員に知らせる明示をしている。

⑨



高所作業において、上部で作業していることがほかの作業員にも一目で分かるよう、明示している。

⑩



転倒災害を防止するための長靴の泥をしっかりと落とそう運動を展開し、明示している。

⑪



建設工事現場の施工体系図を、全下請職長を写真入りで明示し、安全衛生管理の徹底を図っている。

⑫



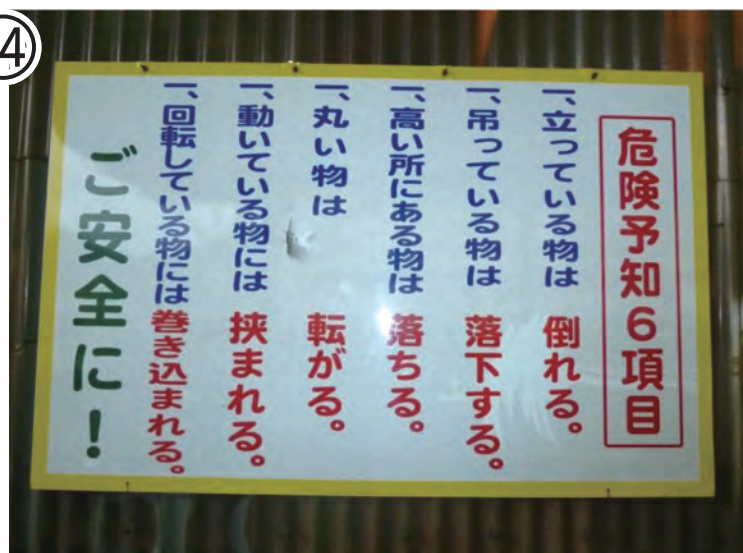
林業現場において、全国安全週間スローガン、林業労働災害防止強化月間スローガン等を手作りで作成し、明示している。

⑬



新規入場者コーナーを設け、新規入場者教育資料を大きなボードで明示している。

⑭



KY(危険予知)の参考となる考え方を明示している。

⑮



安全衛生委員会の指摘に基づき、整理・整頓の改善をした後、改善の前後の写真を改善した場所に掲示することにより、改善後の状態を維持し、後戻りの防止を図るよう明示している。

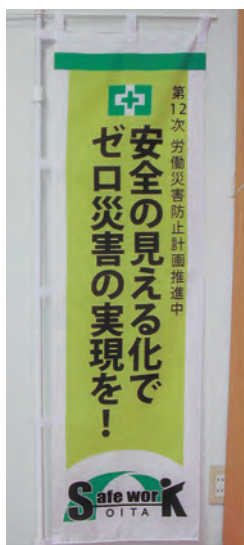
大分労働局における「Safe work OITA」ロゴマークの活用状況



パトロール時にロゴマーク入り安全ベストを着用



事務所に「紙のぼり旗」を掲示



事務所に「のぼり旗」を掲示



職員用ヘルメットにロゴマークを貼付

「Safe work」とは・・・

『Safe work』は、『労働災害を防止し“安全・安心”な職場を実現する』との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また、workの「k」の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したものとしています。

※背景のマークは「未来への架け橋」と虹をイメージしてデザインしたものであり、配色については、安全旗の「緑十字」や大分県のイメージの一部である「かぼす」「山」「森」等を踏まえ、緑色としています。

本ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外での安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由に御活用いただけますので、「Safe work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組んでいただきたいと思います。



Safe work OITA
大分県下 全員で取り組む 安全見える化
目指すゴールは無災害

